

地域包括支援センターについて

鳥取中央地域包括支援センター
所長 山本 博久
平成28年9月9日(金)

- ※ 研究会資料の一部を抜粋
- ※ 一部資料は、東部医師会在宅医療介護連携推進室が追加(作成者了解済み)

1

地域包括支援センターとは

介護保険法

第115条の46

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」とする。

介護保険法施行規則

第140条の66

- (1) 保健師
- (2) 社会福祉士
- (3) 主任介護支援専門員

2

鳥取市の地域包括支援センター

◎ご相談は、お住まいの地域の各担当センターへ

名称	所在地	担当地域	電話番号
鳥取中央 地域包括 支援センター	富安2丁目138-4 (市役所駅南庁舎1階)	鳥取地域（北、中ノ郷、 西、南中学校区） 福部地域	(0857) 20-3456 20-3457
鳥取東健康福祉 センター (包括支援係)	国府町宮下1221 (国府町総合支所1階)	鳥取地域（東、桜ヶ丘 中学校区） 国府地域	(0857) 25-5021
鳥取こやま 地域包括 支援センター	湖山町西1丁目512 (学習・交流センター2階)	鳥取地域（江山、高草、 湖東、湖南学園中学校 区）	(0857) 32-2727
鳥取南 地域包括 支援センター	用瀬町別府96-2 (用瀬地区保健センター内)	河原地域 用瀬地域 佐治地域	(0858) 76-2351
鳥取西 地域包括 支援センター	気高町浜村50-22 (気高地区保健センター内)	気高地域 鹿野地域 青谷地域	(0857) 82-6571

3



4

東部4町の地域包括支援センター

名 称	所在地	電話番号
岩美町 地域包括支援センター	岩美町浦富1029-2 岩美すこやかセンター	0857-72-8420
若桜町 包括支援センター	若桜町若桜801-5	0858-82-2209
智頭町 地域包括支援センター	智頭町智頭1875 智頭町保健・医療・福祉施設ほのぼの	0858-75-6007
八頭町 地域包括支援センター	八頭町宮谷254-1 郡家保健センター	0858-72-3574

5

包括支援センターの主な業務

- 1 高齢者の総合相談に関すること
在宅介護、認知症・介護保険のことなど高齢者に関する様々な相談（電話や窓口、必要に応じて家庭訪問など）
- 2 介護予防に関すること
介護予防事業やケアプランの作成など
- 3 権利擁護に関すること
成年後見制度の紹介や利用支援、高齢者虐待、悪質な消費者被害などへの対応
- 4 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること
ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関などとのネットワークをつくり、住み慣れた地域での生活を支援

6

包括支援センターの主な業務

被保険者・家族等

権利擁護業務

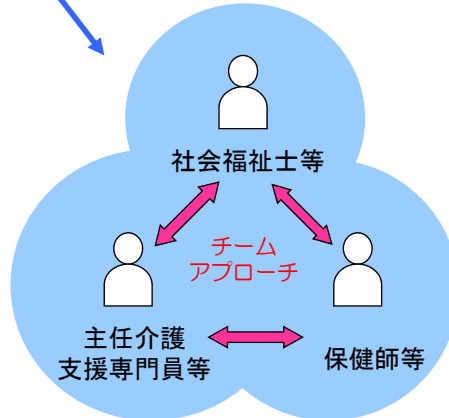
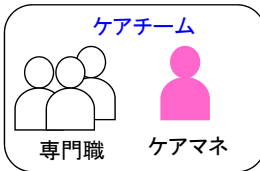
・成年後見制度の活用促進、
高齢者虐待への対応など

総合相談・支援業務

・住民の各種相談を幅広く受け付
けて、制度横断的な支援を実施

包括的・継続的 マネジメント業務

・「地域ケア会議」等を通じ他 自立支援型ケ
アマネジメントの支援
・ケアマネジャーへの日
常的個別指導、相談
・支援困難事例等への指
導、助言

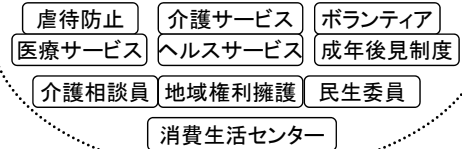


介護予防 ケアマネジメント業務

二次予防事業(おたっしや教室等)
対象者に対する予防プランの作成など

多面的支援の展開

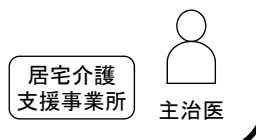
行政機関、保健所、医療機関、インフォーマ
ルサービスなど必要なサービスにつなぐ



介護予防支援

※保険給付の対象

・アセスメントの実施
↓
・プランの作成
↓
・事業者による事業実施
↓
・再アセスメント



(ケアマネ事業所への委託が可能)
要支援者に対するケアプラン作成

※包括的支援事業(地域支援事業の一部)

7

1 高齢者の総合相談

例)

- 1 介護で困っている
- 2 認知症がありどうしたらいいかわからない
- 3 ひとり暮らしで、身の回りのことが困っている
- 4 介護保険の説明や申請の代行をしてほしい
- 5 高齢者の体の見えないところに不自然なあ
ざがある
- 6 お金の管理やいろいろな手続きができなく
なった

など

8

2 介護予防に関すること

(1) 要支援認定者のケアマネジメント

(2) 啓発活動

(3) 介護予防教室

9

(1) 要支援認定者のケアマネジメント

介護予防サービス・支援計画書

作成日 平成27年08月01日

利用者の氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 様 認定年月日 〇〇/〇〇/〇〇 認定の有効期間 〇〇/〇〇/〇〇 ~ 〇〇/〇〇/〇〇

計画作成者 〇〇〇〇〇〇〇〇 様 委託の場合：計画作成事業者・事業所名 鳥取中央地域包括支援センター

計画作成（変更）日 平成27年08月01日 （初回作成日 平成27年08月20日） 所在地 鳥取市西安二丁目138-4 鳥取市役所南庁舎内

担当地域包括支援センター 鳥取中央地域包括支援センター

連絡先 0857-20-3456

目標とする生活 水分と食事をしっかりとる。

1日 1年

アセスメント領域と現在の状況	本人、家族の意向	領域に与える影響（背景・原因）	社会的課題	課題に該当する目標・具体的な課題	具体的支援について（本人・家族）	目標	支援計画	サービス種別	事業所（利用先）	期間
【運動・移動について】 屋内は散歩、屋外も散歩。 長距離はタクシーを借り、 脱水症状で今年の夏に2回 外で倒れていたことがある。	<本人> 元気で。	☐ 有 ☒ 無 ・特に問題なし	1・家事全般に困っているが、本人に自覚がない。 ・病気の進行で生活がでなくなっている。 ・着替え、入浴ができなくなり衛生が保てない。 ・社会交流がない	1-1 <目標> 健康的な1人暮らしができる。 <具体策> ①ゴミ出しができる ②掃除ができる ③洗濯ができる ④着替えができる ⑤入浴ができる ⑥受診・服薬 ⑦食料の買物 ⑧日用品の買物	<本人> お願いします。 <家族> ここまでできて嬉しいです。	健康な1人暮らしができる。 本人の様子を見ながら家事・掃除と洗濯と清潔に保てるようにできる範囲でお願いします。	<本人> ・ゴミ出し ・着替え ・水分、食事をしっかりとる ・ヘルパーと一緒に着替えをする ・受診する <家族> ・必要書類の記入 ・帰省時のお世話 ・緊急時の対応 長守り相談	介護予防訪問介護	訪問介護ステーション	H27.09.01~
【日常生活（家庭生活）について】 1人暮らし お金を下したり、近くのスーパーで買物ができる。 掃除、洗濯はしない。 調理はしない、買った物を食べる。 トイレや新聞などゴミ出しができません。困っている。 トイレはできるが少し尿漏れがある。	<本人> ゴミ出しに困っています。 <家族> 食事量は少ないです。 ・病気の進行で生活がでなくなっている。 ・着替えができていない。	☐ 有 ☒ 無 ・家事全般に困っているが、本人に自覚がない。 ・病気の進行で生活がでなくなっている。 ・着替えができていない。	・着替え、入浴ができなくなり衛生が保てない。 ・社会交流がない	①ゴミ出しができる ②掃除ができる ③洗濯ができる ④着替えができる ⑤入浴ができる ⑥受診・服薬 ⑦食料の買物 ⑧日用品の買物	<本人> お願いします。 <家族> ここまでできて嬉しいです。	健康な1人暮らしができる。 本人の様子を見ながら家事・掃除と洗濯と清潔に保てるようにできる範囲でお願いします。	<本人> ・ゴミ出し ・着替え ・水分、食事をしっかりとる ・ヘルパーと一緒に着替えをする ・受診する <家族> ・必要書類の記入 ・帰省時のお世話 ・緊急時の対応 長守り相談	介護予防訪問介護	訪問介護ステーション	H27.09.01~
健康状態について 口渇、食欲不振、生活機能評価等を含めた要介護度 申請中										
健康状態について 口渇、食欲不振、生活機能評価等を含めた要介護度 申請中										
健康状態について 口渇、食欲不振、生活機能評価等を含めた要介護度 申請中										

健康状態について
口渇、食欲不振、生活機能評価等を含めた要介護度
申請中

【本来行うべき支援ができない場合】
必要な支援の実施に向けた方針

総合的な方針：
生活不況等の改善・予防のポイント
困りごとの種類によって生活が安定できるように支援していきます。

計画に関する同意
上記計画について、同意いたします。

説明・同意日
年 月 日 氏名

印

10

(2) 啓発活動

出前講座

- ①認知症サポーター養成講座
- ②一般啓発活動
(転倒予防・口腔衛生など)

(3) 介護予防教室

- ①おたっしゃ教室
- ②認知症予防教室

11

認知症サポーター養成講座の様子

小学校で



中学校で



地域で



その他
企業に出向いて

12

おたっしゃ教室の様子

スポーツジム型

地区公民館型



血圧測定をします

運動指導士による運動や
栄養士・歯科衛生士の講
話を聴きます



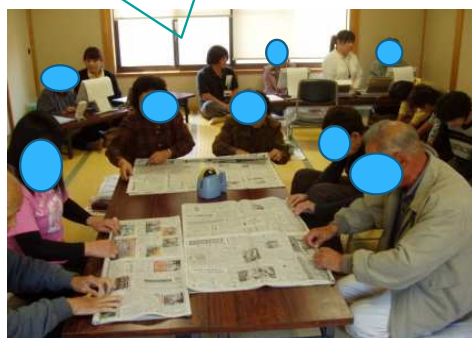
13

認知症予防教室

タッチパネルの実施



しゃんしゃん棒を作って
しゃんしゃん体操をします



歌を歌いなが
ら体を動かし
ます



医師の
講演



14

3 権利擁護に関すること

「困難な状態にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うこと」

- (1) 成年後見制度の活用促進
- (2) 高齢者虐待への対応
- (3) 困難事例への対応
- (4) 消費者被害の防止

15

(1) 成年後見制度の活用

成年後見制度とは

＝判断能力が不十分な人を法律的に支援する制度

契約制度の導入に伴い、本人の能力等を見極め援助することにより、自立した地域生活を維持できる。

※ 成年後見制度の申し立て

身寄りのない重度の認知症高齢者などが、適切に財産処理や福祉サービスなどの利用を行えるよう、親族などの有無を慎重に調査した上で、必要に応じ、市長による法定後見の開始申立を行ないます。

16

(2) 高齢者虐待への対応

＊高齢者虐待防止法の施行（平成18年4月～）

- ①身体的虐待＝たたく、けるなどの暴力行為やベッドに縛り付けるなど身体を自由を奪うこと。
- ②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
- ③心理的虐待＝どなる、威圧的な態度をとるなど精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- ④性的虐待＝合意のないあらゆる形態の性的な行為や その強要をすることなど。
- ⑤経済的虐待＝高齢者の年金を勝手に使ったり、日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないなど。

17

4 包括的・継続的ケアマネジメント

安心して暮らせる地域づくり

ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関などとのネットワークをつくり、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援。

- (1) 本人の意欲や適応能力などの維持や回復を援助する。
- (2) 課題解決に有効だと考えられるあらゆる社会資源を自己決定に基づきコーディネートする。
- (3) 本人や家族が必要なときに必要な社会資源を切れ目なく活用できるよう援助していく。

18